

I 福祉・介護職員の処遇改善

【基本的考え方】

- 福祉・介護職員処遇改善加算について、処遇改善が後退しないよう現行の加算の仕組みは維持しつつ、更なる資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境の改善の取組を進める事業所を対象に、更なる上乘せ評価を行う。
- また、良質な人材の確保等を図る観点から、事業所の体制を評価する福祉専門職員配置等加算について、併せて見直しを行う。

【対応の方向性】

- 現行の福祉・介護職員処遇改善加算を維持しつつ、更なる資質向上等の取組を進める事業所を手厚く評価するための区分を新設する。
- 新設する区分の算定要件として、現行の加算のキャリアパス要件とされている、
 - ① 職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
 - ② 資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保することの両方を満たすことを要件とし、併せて、定量的要件として、積極的に賃金改善以外の処遇改善の取組を実施していることを確認するため、近年に新たに実施した取組を要件とする。
- また、福祉専門職員配置等加算（I）について、専門職員の配置割合がより高い事業所に対して単位数の引き上げを行う。